

FATF ハイレベル使節団来日に関する想定問答

平成 25 年 7 月 18 日 (木)

【問①】

FATF ハイレベル使節団来日の事実如何。

【答】

- FATF ハイレベル使節団は 8 月 28 日から 30 日の日程で来日する予定である。

(参考) FATF (金融活動作業部会)

1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立。マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の国際協調を推進するための多国間の枠組み。これらの取組の推進を目的に 40 の勧告 (2012 年 2 月に従来の 49 の勧告から改訂) を設定し、加盟国 (34 カ国・地域、2 機関) の遵守状況について審査を行っている。

【問②】

FATF ハイレベル使節団来日の目的如何。

【答】

- 日本は、2008年の対日審査において指摘された主たる4項目「顧客管理」、「テロ支援の犯罪化」、「テロリストの資産凍結」、「国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）の締結」を中心に、その後の改善に向けた取組状況を FATF に対して定期的に説明してきたところ。
- FATF ハイレベル使節団の派遣は、日本の更なる取組を促すために行われるものである。日本からは、これらの指摘事項に係る取組の進捗状況について説明し、ハイレベル使節団と意見交換することとなる。

【問③】

FATF ハイレベル使節団の来日スケジュール、構成メンバー、面会相手如何。

【答】

- FATF 議長（ウラジミール・ナチャーエフ、ロシア連邦政府首相府 国際協力分野顧問）を団長とするFATFのハイレベル使節団が、マネロン・テロ資金供与対策を担う、関係5省庁（警察庁、金融庁、法務省、外務省、財務省）と意見交換を行う。

（要すれば）

- 具体的な面会相手やスケジュールについては、先方との申し合わせにより、お答えを差し控えたい。

【問④】 ※FATF ハイレベル使節団来日後の想定
FATF ハイレベル使節団とのやり取り、今後の日本の取
扱如何。

【答】

- FATF ハイレベル使節団との意見交換においては、改善事
項に係る日本の取組の進捗状況について、丁寧に説明し
た。具体的には、※（以下の内容）

※「（以下の内容） P」 一使節団との面談後に修正の可能性あり
（顧客管理）

有識者懇談会を開催するなど犯罪収益移転防止法改
正を含めた新たな制度の内容についての検討を開始し
ており、関係省庁と連携の上、できるだけ早く残された
不備事項が改善できるよう取り組んでいる旨を説明し
た。

（テロ支援の犯罪化）

政府は、本年3月15日、テロ資金提供処罰法の一部
改正法案を国会に提出した。この改正により、相互審査
における特別勧告Ⅱに係る指摘事項はおおむね解決さ
れることとなる。政府としては、この法案の成立に向け
て、引き続き努力していく旨を説明した。

（テロリストの資産凍結）

テロリストの資産を凍結するための新法について、法
案をできるだけ早期に国会に提出できるよう検討して
いる旨を説明した。

（国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約））

国際組織犯罪防止条約の締結については、2003年に国

会の承認を得ており、同条約の早期締結及び実施に向けて政府部内で鋭意検討を進めている状況である旨を説明した。

- FATF ハイレベル使節団とのやり取りを踏まえ、本年 10 月に行われる FATF 全体会合にて日本の取組が議論されることとなる。

(了)